

畜産関係共同利用施設利用時の対策

食鳥処理場②【記載】〇〇食鳥処理場 等

施設内は、多数の農場が集まるので、交差汚染が起きないように衛生対策を徹底しなければならない。

- ① 施設に入場の際は、車両の消毒を行うこと。
- ② 車両から施設内に降り立つ前に、施設内専用の衣服（雨合羽等）、長靴等を着用すること。
- ③ 荷降ろしが終了したら、運転席に乗り込む前に、専用の衣服・長靴を脱ぎ、手指の消毒を行うこと。
- ④ 専用の衣服等は、車内への汚染を防止するため、洗浄・消毒を行なったうえでビニール袋に入れて車内に収容すること。
- ⑤ 持参した携帯型噴霧器にて、車両の荷台、足回り、全体、車内フロアマットを入念に洗浄・消毒すること。
- ⑥ 退場時の車両消毒の際に、消毒薬を入れたハンディースプレーで、衣服・手指・靴底・運転席を消毒すること。
- ⑦ 自農場に戻ったら、入口で車両の消毒を行うこと。
- ⑧ フロアマットや運転席も消毒すること。
- ⑨ 使用した専用衣服や長靴は、ビニール袋から取り出し、直ちに洗浄・消毒を行うこと。

- 車内には、消毒薬を容れたハンディースプレー及び車両消毒用の携帯型噴霧器を常備すること。
- 交差汚染がないよう、衣服等の着脱時や車両の乗降時は細心の注意を払うこと。